

# 自分らしく

若年性認知症ハンドブック

# 生きるために

仕事を続けたい。



経済的なサポートがほしい。



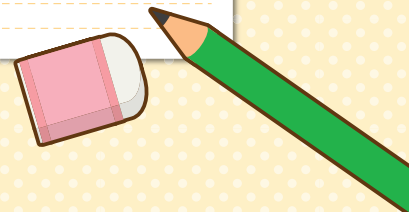
子どもの成長を見守りたい。



認知症は、一般的には高齢者に多い病気ですが、65歳未満で発症した場合は、「若年性認知症」とされます。若年性認知症は、まだまだ一般的に認識されていないため、診断前に症状が進行して社会生活が困難となったり、活用できる福祉や雇用の施策があまり知られていないことから、経済的な面も含めて本人とその家族の生活が困難となりやすいといわれています。

**一人で、家族で抱え込まずに、これからの生活を考え、自分らしく生きるためにも相談してみませんか？**

宮 崎 県





## まずは、医療機関へ(受診・診断)

65歳未満で発症する「若年性認知症」の場合、多くの人が現役で仕事や家事をしているので、認知機能が低下すると、支障が出て気づきやすいと考えられがちです。

しかし、実際には、仕事でミスが重なったり、家事が億劫になったりしても、認知症であるとは気づかないこともあります。また、病院で診療を受けても「更年期障害」や「うつ状態」など他の病気と間違われることもあり、認知症の症状が目立つようになってから、診断されるケースも少なくありません。

そのため、認知症疾患医療センターなど認知症に詳しい専門医療機関で早めに受診し、診断を受け、治療をすることが大切です。

### かかりつけ医・産業医

認知症の治療は長く続き、日常生活での困りごとが起こってくる場合もあります。身近に、いつでも相談できるかかりつけ医がいる場合は、まずはかかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医は専門機関に紹介するなどの役割も担っています。

また、職場に産業医がいる場合は、産業医に相談してみましょう。

### 認知症疾患医療センター

認知症を専門とする医師がおり、認知症の診断、治療方針の選定、入院も可能な医療機関で、認知症についての医療福祉相談も行っています。まずは、電話で相談や受診予約をすることをおすすめします。(5ページ)

### 認知症専門医等

認知症疾患医療センターのほか、もの忘れ外来のある病院や神経内科、精神科などもあります。認知症専門医等は以下のホームページを参考にしてください。

日本老年精神医学会 [http://184.73.219.23/rounen/a\\_sennmonni/r-A.htm](http://184.73.219.23/rounen/a_sennmonni/r-A.htm)

日本認知症学会 <http://dementia.umin.jp/g1.html>

### みやざきオレンジドクター

宮崎県では、「認知症サポート医養成研修」または「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を修了し、認知症に関する相談に応じ、診察時に認知症の疑いを感じたら、専門医療機関への受診を促すなどの役割を担うことに同意いただいた医師を「みやざきオレンジドクター」として、登録しています。(5ページ)

## 仕事を続けたい(就労継続)

退職してしまうと、再就職するのが難しい場合が多いので、今いる職場で続けて働けるように、上司や人事担当者、産業医等に相談して、職場の理解を得られるようにしましょう。配置転換をしてもらう、障害者雇用制度を利用するなど、症状が軽度であれば、仕事を続けられる可能性もあります。また、職場の休暇制度や介護する家族の介護休暇制度を利用し、無理なくできるだけ働き続けられるようにしましょう。

### ※障害者雇用率制度

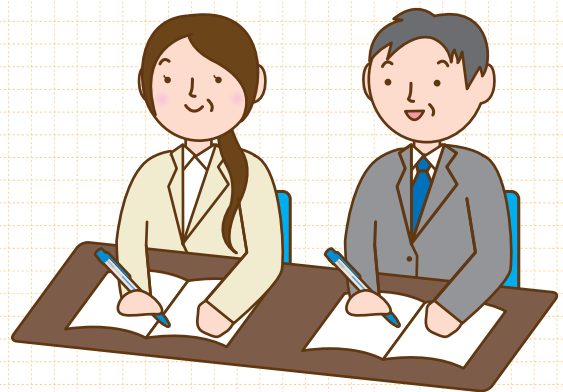
事業主は一定割合以上の身体障害者及び知的障害者を雇用することが義務づけられています。

### ※保険料の支払

社会保険に加入している事業所に勤務している場合、給料が支払われなくても社会保険料(健康保険+厚生年金保険)は支払う必要があります。雇用保険料は支払う必要はありません。

## また働きたい、自分にできる仕事をしたい(再就職・職業訓練)

病気の症状などから、退職せざるをえなくなっても、経済的な理由で働かなければならない場合や自分にできる仕事を続けたい場合は、再就職する、職業訓練を受けるという方法もあります。ハローワークや宮崎障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの相談窓口があります。また、医療機関の医師やソーシャルワーカー、若年性認知症支援コーディネーターなどに相談してみましょう。(5~6ページ)



## 趣味を続けたい、情報交換したい(社会参加・交流の場)

病気の発症により、退職したり、趣味などの活動をやめてしまうことで、社会とのつながりが少なくなり、孤立してしまうこともあります。周囲の理解があれば、趣味や地域のイベントへの参加など、これまでの活動を続けることができます。

また、本人やその家族が交流できるカフェや交流会などを開催している市町村もあります。

**相談窓口** 認知症の人と家族の会 宮崎県支部(5ページ)

お住まいの市町村の介護保険担当課、地域包括支援センター



## 利用できるサービス・制度等

病気の症状などから、休職や退職せざるをえないといった場合、特に経済面の不安が大きくなります。また、本人だけでなく家族の介護が必要になる場合もあります。経済的な支援を受けることは、今後の生活を支える大切な基盤となりますので、利用できるサービスや制度を利用しましょう。

利用できる制度はそれぞれ要件がありますので、各相談窓口を確認しながら、申請手続きを進めましょう。

ここに紹介されているもの以外に利用できるものもありますので、お住まいの市町村担当課や医療機関、若年性認知症支援コーディネーターに相談しながら確認しましょう。

### 精神障害者保健福祉手帳・身体障害者手帳

認知症などの精神疾患があり、日常生活に支障をきたす場合に「精神障害者保健福祉手帳」を、身体の障害があり、生活に支障をきたす場合に「身体障害者手帳」を申請することができます。手帳の取得により、税制の優遇措置、公共交通料金や施設の利用料の割引等があります。

**申請・相談窓口** お住まいの市町村の障害福祉担当課

### 傷病手当金

「全国健康保険協会(協会けんぽ)」または「健康保険組合」に加入している事業所に勤めている場合は、病気や業務外のけがなどで仕事を休み、給料をうけられないときにその間の生活を保障するために設けられた制度です。

**申請・相談窓口** 職場の人事部など、全国健康保険協会

### 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅障害者に支給される手当です。

**申請・相談窓口** お住まいの市町村の障害福祉担当課

### 障害基礎年金・障害厚生年金

加入している年金により、病気やけがにより障害の状態になってしまったときに受け取ることができます。

#### ●障害基礎年金

**対象者** 国民年金加入者(自営業など、20歳以上60歳未満のすべての人)

**申請・相談窓口** お住まいの市町村の国民年金担当課・年金事務所

#### ●障害厚生年金

**対象者** 厚生年金加入者(会社員、公務員など)

**申請・相談窓口** 年金事務所・共済組合

### 自立支援医療制度(精神通院医療)

認知症で通院による治療をしている場合、医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が軽減される場合があります。

**申請・相談窓口** お住まいの市町村の障害福祉担当課

### 高額療養費

医療機関や薬局で支払う医療費の自己負担が一定額を超えた場合、その超えた金額を支給する制度です。事前に「限度額適用認定証」を入手し、窓口に出せば、自己負担限度額を超えた分を支払う必要がありません。

**申請・相談窓口** 加入している健康保険組合、全国健康保険協会(協会けんぽ)、お住まいの市町村の国民年金担当課等

## 高額介護サービス費

1ヶ月に支払った介護サービス費の自己負担額が、一定金額を超えた場合は、その超えた分が支給されます。

**申請・相談窓口** お住まいの市町村の介護保険担当課

## 雇用保険

会社を退職した後、受給資格の決定を受ければ、失業給付(基本手当)を受けることができます。

**申請・相談窓口** お住まいの住所地管轄のハローワーク(公共職業安定所)

## 医療費控除

1年間に負担した医療費の総額が一定額を超えている場合には、「医療費控除」が受けられ、確定申告を行うと税金が還付される場合があります。

**申請・相談窓口** 税務署 お住まいの市町村の税務担当課

## 高額医療、高額介護合算療養費制度

同じ世帯内で同一の医療保険に加入している人で、1年間に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その合計が一定の額を超えた場合に、その超えた分が支給される場合があります。

**申請・相談窓口** 加入している医療保険の担当課  
お住まいの市町村担当課(介護保険課、国民健康保険課など)

## 介護保険制度

65歳未満でも40歳以上であれば、特定疾患該当者として介護保険が利用できます。市町村がどの程度の介護が必要かを認定し、サービスを受けることができます。

若年性認知症の人が最も多く利用しているのが、デイサービス、デイケアです。

そのほか福祉用具貸与・福祉用具購入費の支給・住宅改修費の支給などがあります。

**申請・相談窓口** お住まいの市町村の介護保健担当課

## 成年後見制度

認知症など、判断能力が不十分な人を法律的に保護し、支援する制度で、財産管理や契約等の支援をします。

**申請・相談窓口** お住まいの市町村の介護保険担当課、地域包括支援センター

## 日常生活自立支援事業

認知症や障害者のうち、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活を送ることができるように、契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行います。

**申請・相談窓口** お住まいの市区町村の社会福祉協議会

## 住宅ローン

団体信用生命保険に加入している場合、特約制度があり、「高度障害状態」になった場合、支払が免除されることがあります。

**申請・相談窓口** ローン契約をした金融機関の担当者

## 生命保険

保険料の支払が経済的な負担になる場合は、掛け金を減らす、保険料の納付を終了して契約のみを残す方法もあります。また、契約を解除する場合でも高度障害になった時に受け取ることができる「高度障害保険金」があるものもあります。

**申請・相談窓口** 加入している生命保険会社の担当者



## 宮崎県内の各種相談窓口

### ●公益社団法人認知症の人と家族の会 宮崎県支部

若年性認知症の方とその家族が、相談から医療・福祉・就労の総合的な支援をワンストップで受けられるように、若年性認知症支援コーディネーターによる電話相談窓口を設置しています。

**住 所** 宮崎市鶴島2-9-6NPOハウス203号室 **電話番号** 080-8084-9722

**受付時間** 毎週月から金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時まで

### ●地域包括支援センター

地域で安心して暮らしていくための総合的な生活支援の窓口となる地域機関です。各地域包括支援センターは、以下のホームページを参考にしてください。

[https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryokaigo/kurashi/koresha/naruhodo\\_a6.html](https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryokaigo/kurashi/koresha/naruhodo_a6.html)

### ●認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断、医療機関等の紹介、医療福祉相談を行う専門医療機関です。

※受付時間は、事前に電話でお問い合わせください。

一般財団法人弘潤会野崎病院	宮崎市大字恒久5567	0985-54-8123
医療法人十善会県南病院	串間市大字西方3728番地	0987-72-3565
一般社団法人藤元メディカルシステム大悟病院	北諸県郡三股町大字長田1270	0986-52-5800
医療法人向洋会協和病院	日向市大字財光寺1194-3	0982-54-5015
医療法人建悠会吉田病院	延岡市松原町4丁目8850番地	0982-20-0015
社会医療法人慶明会けいめい記念病院	東諸県郡国富町岩知野764	0985-75-7007

### ●みやざきオレンジドクター

必要な研修を修了した、認知症の相談に応じ、診察時に認知症の疑いを感じたら専門医療機関への受診を促す医師です。

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/iryokaigo/kurashi/koresha/orangedr.html>

### ●宮崎障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、就職や職場復帰を目指す障害のある方と、企業に対する支援・サービスを提供しています。

**住 所** 宮崎市鶴島2丁目14-17 **電話番号** 0985-26-5226

**受付時間** 午前8時45分～午後5時(土、日、祝祭日、年末年始を除く)

### ●障害者就業・生活支援センター

障害がある方の就職や生活の相談、企業の障害者雇用相談に応じる窓口です。

地 区	住 所	電話番号
宮 崎	宮崎市花山手東3丁目25-2(宮崎市総合福祉保健センター内)	0985-63-1337
都 城	都城市中町1-7 T産業ビル1階	0986-22-9991
延 岡	延岡市恒富町3丁目6-5	0982-20-5283
日 南	日南市中央通2-5-10	0987-22-2786
小 林	小林市本町32	0984-22-2539
日 向	日向市大字財光寺桃ノ木515-1	0982-57-3007
高 鍋	児湯郡高鍋町大字北高鍋1091-1	0983-32-0035

※受付時間は、事前に電話でお問い合わせください。

## ●宮崎県内のハローワーク(公共職業安定所)

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝祭日、年末年始を除く)

地区	住所	電話番号	管轄
宮崎	宮崎市柳丸町131	0985-23-2245	宮崎市、東諸県郡
都城	都城市上町2-11都城合同庁舎1階	0986-22-1745	都城市、北諸県郡
延岡	延岡市愛宕町2-2300	0982-32-5435	延岡市、西臼杵郡
日南	日南市吾田西1-7-23	0987-23-8609	日南市、串間市
日向	日向市北町2-11	0982-52-4131	日向市、東臼杵郡
小林	小林市大字細野367-5	0984-23-2171	小林市、えびの市、西諸県郡
高鍋	児湯郡高鍋町大字上江高月8340	0983-23-0848	西都市、児湯郡

## ●年金事務所

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝祭日、年末年始を除く)

※自動音声案内に従って番号を押してください。

地区	住所	電話番号	管轄
宮崎	宮崎市天満2-4-23	0985-52-2111	宮崎市、日南市、東諸県郡
都城	都城市一万城町71-1	0986-23-2571	都城市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡
延岡	延岡市大貫町1-2978-2	0982-21-5424	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
高鍋	児湯郡高鍋町大字蚊口浦5105-1	0983-23-5111	西都市、児湯郡

## ●税務署

**受付時間** 午前8時30分～午後5時(土、日、祝祭日、年末年始を除く)

※自動音声案内に従い、税に関するご相談は「1」を、税務署にご用の方は「2」を押すか、ダイヤルして選択してください。

地区	住所	電話番号	管轄
宮崎	宮崎市広島1丁目10-1	0985-29-2151	宮崎市、東諸県郡
都城	都城市上町2-11都城合同庁舎	0986-22-4377	都城市、北諸県郡
延岡	延岡市大貫町1丁目2915延岡合同庁舎	0982-32-3301	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡
日南	日南市上平野町1丁目8-4	0987-22-3671	日南市、串間市
小林	小林市細野243-1	0984-23-3126	小林市、えびの市、西諸県郡
高鍋	児湯郡高鍋町大字上江8438	0983-22-1373	西都市、児湯郡

## ●協会けんぽ宮崎支部

**住所** 宮崎市橘通東1丁目7-4 第一宮銀ビル5階

**電話番号** 0985-35-5364(自動音声案内に従って番号を押してください)

**受付時間** 午前8時30分～午後5時15分(土、日、祝祭日、年末年始を除く)



# 相談窓口・支援制度・サービス

「最近仕事のミスが増えた」、「家事や育児が億劫になった」など、「いつもの自分と違う」と感じたら、一人で悩まずに相談しましょう。

●青文字部分は、就労されている(いた)方のみ該当します。

## 受診・診断

- 認知症疾患医療センター
- 認知症専門医
- かかりつけ医
- 認知症サポート医  
(みやざきオレンジドクター)

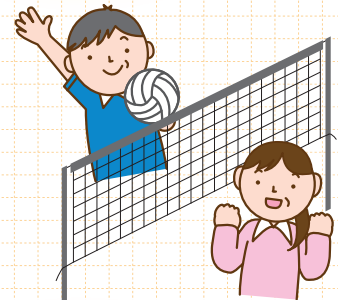
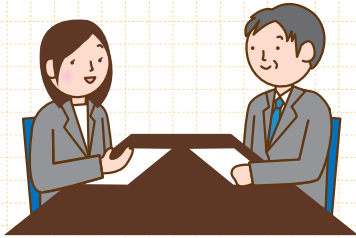


## 就労支援

- 障害者手帳申請
- 障害者雇用枠・配置転換の相談  
(人事担当、産業医など)
- ハローワーク
- 障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター

## 相談窓口

- 認知症の人と家族の会宮崎県支部  
(若年性認知症支援コーディネーター)
- 市町村窓口、地域包括支援センター



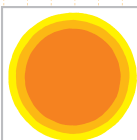
## 制度・サービス

- 障害年金
- 自立支援医療
- 傷病手当金(健康保険)
- 雇用保険
- 健康保険の加入
- 年金保険料免除
- 住宅ローン、生命保険
- 介護保険申請
- 成年後見制度



## 居場所

- 交流会、家族会
- カフェ、サロン
- 趣味、習い事、ボランティア活動
- デイサービス、デイケア



日本の  
ひなた  
宮崎県

宮崎県福祉保健部長寿介護課 医療・介護連携推進室

電話番号:0985-44-2605 FAX:0985-26-7344